

東京1区市民連合・第8回憲法フォーラム

都市の再開発と住環境を考える

『明治神宮外苑再開発問題』  
都市の再開発と身近な緑～生活の質

2024年 3月 24日

中央大学研究開発機構・機構教授

東京大学名誉教授

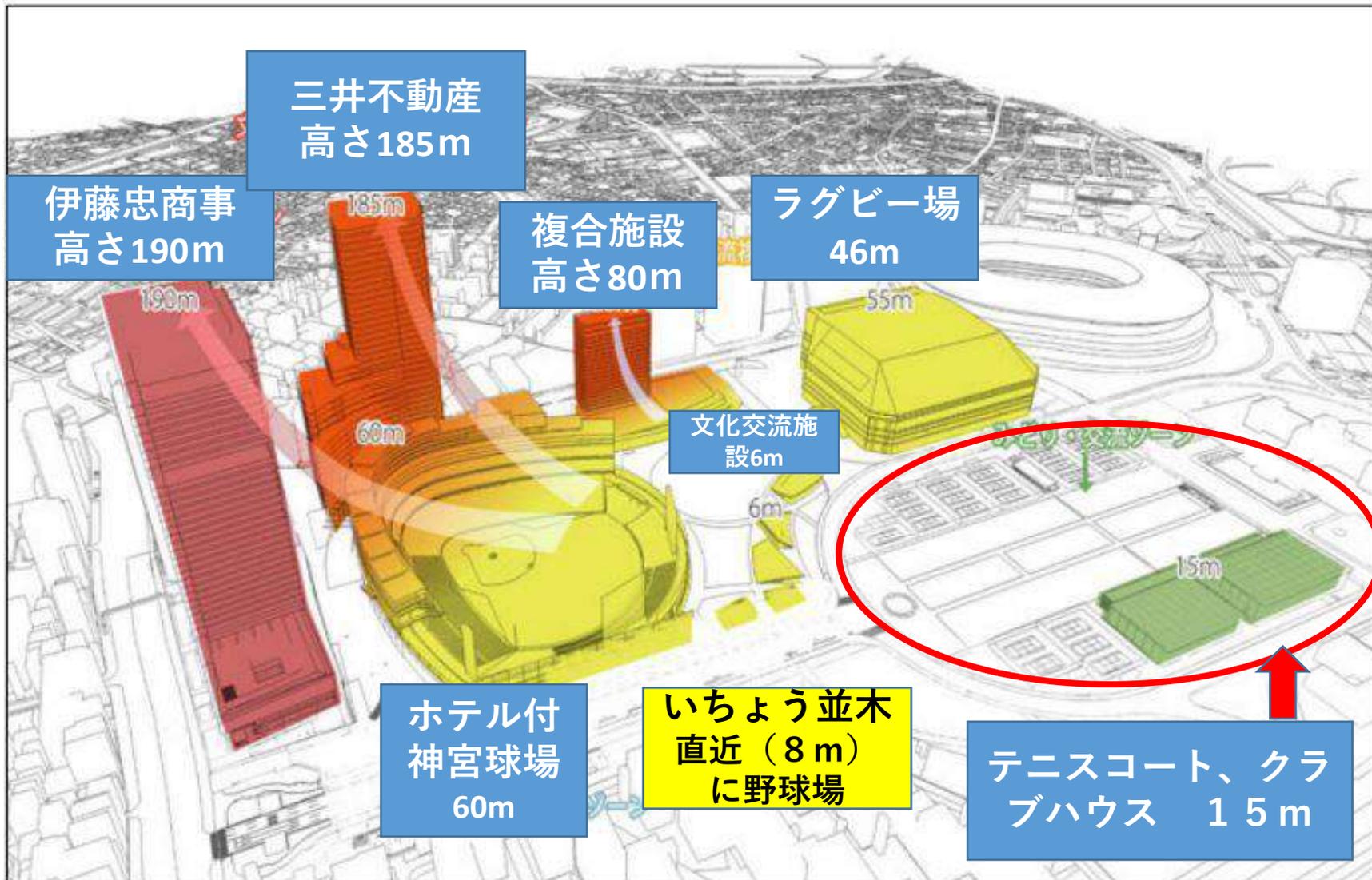
日本イコモス国内委員会理事

石川 幹子

# 1. 神宮外苑再開発

いま、何が行われているか？

事業者：三井不動産、明治神宮、伊藤忠商事、  
独立行政法人 日本スポーツ振興センター



## 2. どなたでも、不思議に思う疑問

- ①都市計画公園、風致地区で100年間守られてきた文化遺産の場所に、何故、超高層ビル（2棟）、高層ビル、複合施設の建設が可能となったのか？  
(2023年2月施行認可)
- ②樹木が保護されるべき「風致地区」で、何故、第一期だけでも3000本にのぼる樹木が伐採される許可がおろされたのか？

3つの制度の巧妙な組み合わせ。都及び事業者は、ひたすら情報を隠蔽。  
「手続き」は問題ないという答弁が繰り返されてきました。

公園まちづくり制度による都市計画公園の削除

地区計画による再開発等促進区の導入

市街地再開発事業による容積の分配

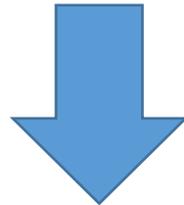
日本イコモス環境アセス書の非科学性を实地調査により指摘 (2023年1月~12月)

開発工事の停止の検討

日弁連会長声明 2024年3月14日  
事業者の環境影響評価書が客観的かつ科学的であることが明らかになるまで、神宮外苑地区再開発工事の停止を検討することを求める。

①なぜ、都市計画公園に高層ビルが、

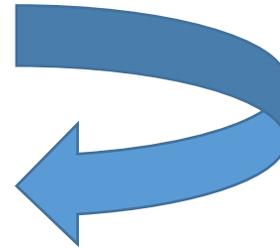
3棟もたつ計画が可能になったのか？



公園まちづくり制度



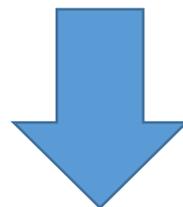
# 公園まちづくり制度



## 公園まちづくり制度の適用条件

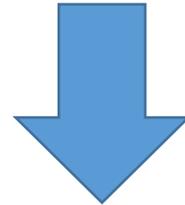
1. 長期間未整備状況が続き、公園機能が発揮されていない。
2. 建築制限等により、市街地の更新が進まない  
(密集市街地)

**②地区計画にもとづく  
再開発等促進区の導入  
2022年3月**



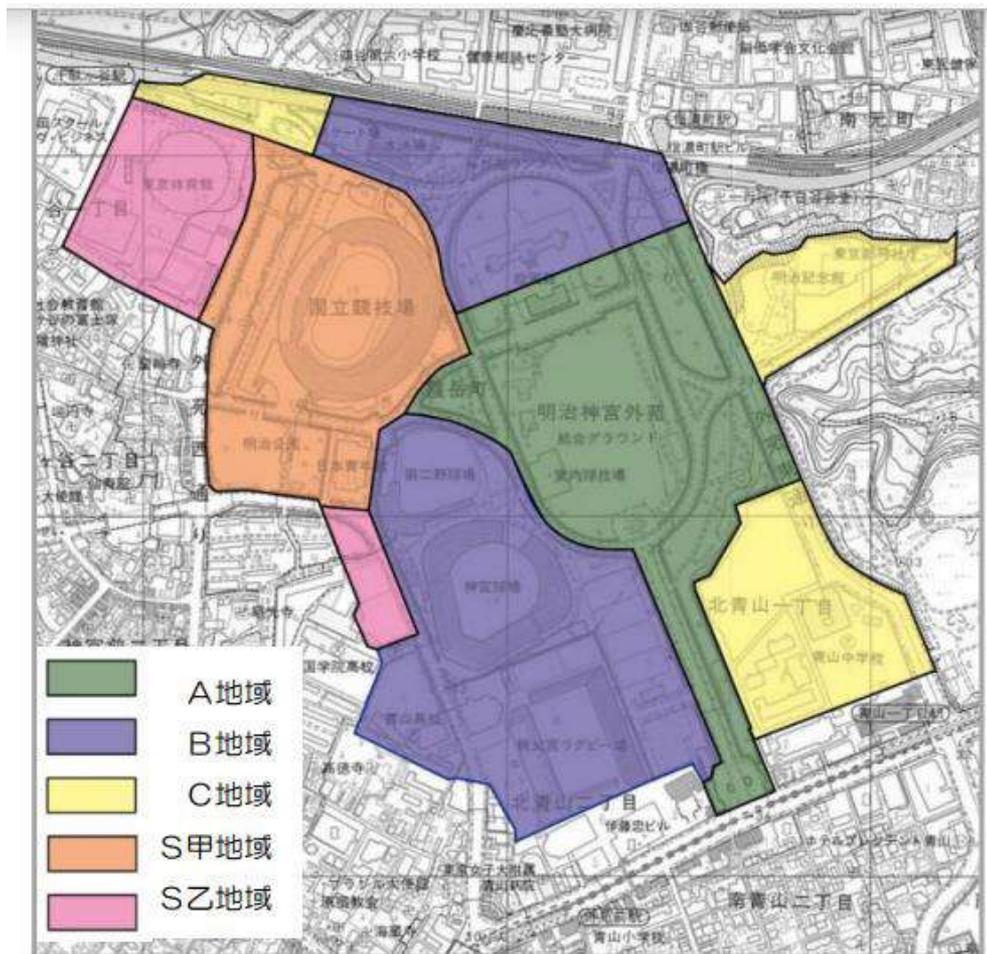
**高層ビル3棟の建設が可能になる。**

# 風致地区における 規制緩和が可能

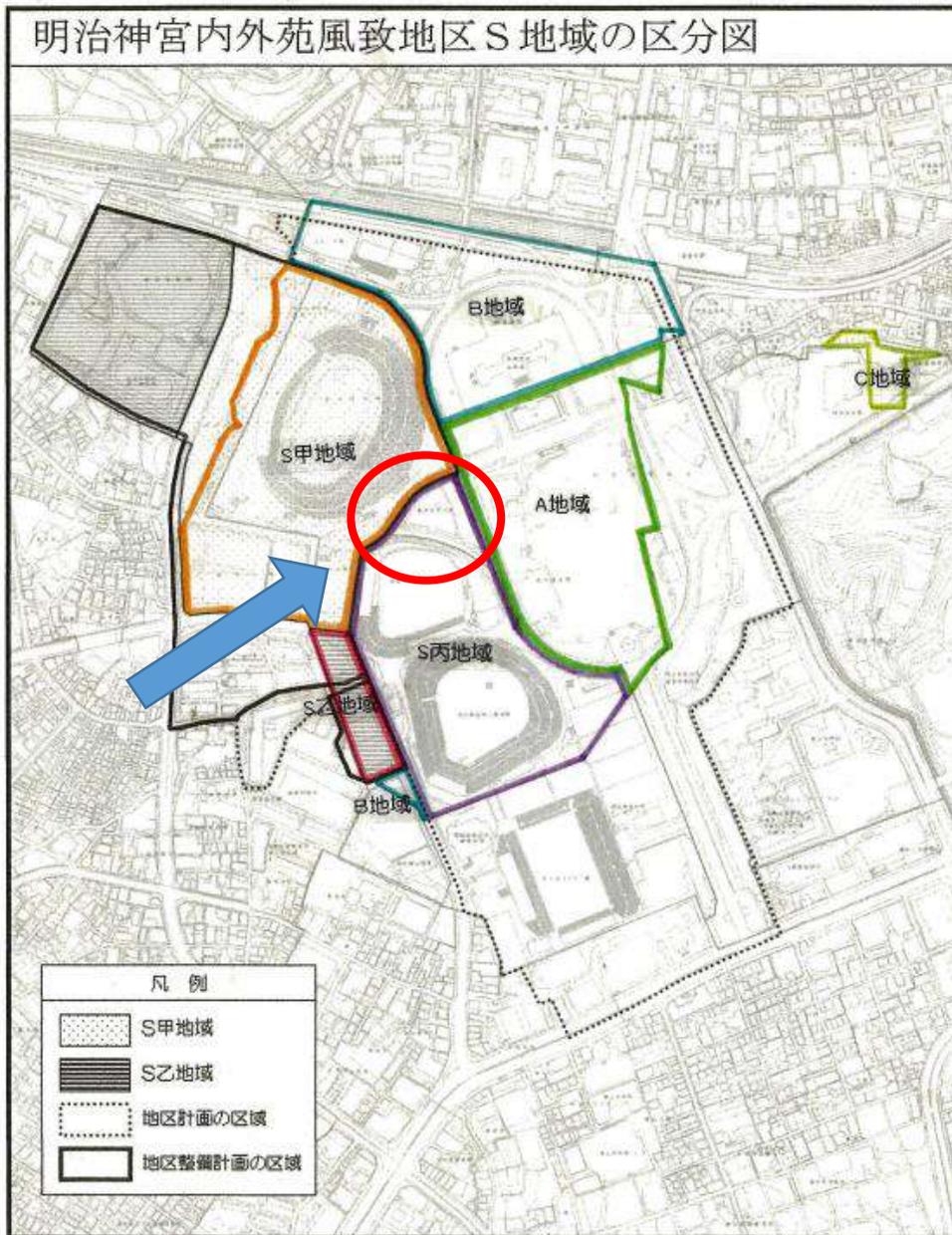
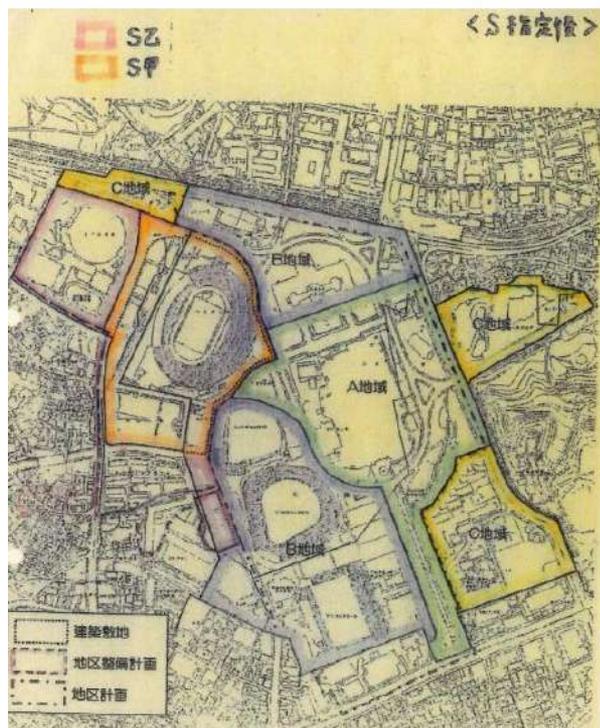


公共事業のために伐採可能となる。  
高さ制限 15mから185mも可能に  
地区計画（再開発等促進区の運用基準の範  
囲内）に準拠

# 風致地区



地域区分	選定要件
A地域	風致地区の核として位置づけられ、優良な風致を特に保全すべき地域
B地域	核としての地域をとりまく等風致地区の美観、雰囲気を守る役割を果たすべき地域。例えば第一種低層住居専用地域がこれに該当するが、これ以外の用途地域も含まれる。
C地域	住宅を中心として一定程度の風致が維持される地域。例えば第一種中高層住居専用地域及び第一種住居地域がこれに該当するが、これ以外の用途地域も含まれる。
D地域	特に土地利用上配慮すべき地域で、風致が相当失われている地域。例えば近隣商業地域及び商業地域がこれに該当するが、これ以外の用途地域も含まれる。
S地域	公共的な街づくり手法等の適用を受けた地区で、特殊な位置づけを与える地域。公共的な街づくり手法等との整合を図るため、地域をさらに区分することができる。 (本地区は、S甲地域とS乙地域に区分されている)



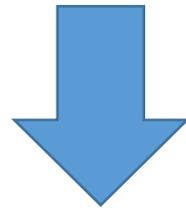
## 建国記念文庫の森が AからS丙地域へ変更

・日時：令和2年2月28日

・理由：「東京2020大会後の神宮外  
地区のまちづくり指針（平成30年11  
月・東京都）」に沿って



**③ 市街地再開発事業の導入  
2023年2月、施行認可**



**容積率の移転、分配。**

**空中権の売買による、巨額の利益取得が可能となる。**

**事業者：三井不動産、明治神宮、伊藤忠商事、  
日本スポーツ振興センター**

## 2. 神宮内苑・外苑は文化的資産 (Cultural Heritage)

ICOMOS：国際記念物遺跡会議 (ICOMOS/ International Council on Monuments and Sites) 文化遺産保護に関わる国際的な非政府組織 (NGO)。  
加盟国153カ国



日本イコモス国内委員会から、神宮外苑の再開発については、すでに26回以上の要請、調査報告をだしている。  
2023年9月7日には、パリ本部から、究極の警鐘であるヘリテージ・アラートが発出された。



東京都、事業者  
一切、回答なし



何故、警告を無視する  
のか、説明責任  
がある。

## 2. イコモス ヘリテージアラート

[Current alerts - International Council on Monuments and Sites \(icomos.org\)](http://www.icomos.org)

# ICOMOS

International Council on Monuments and Sites

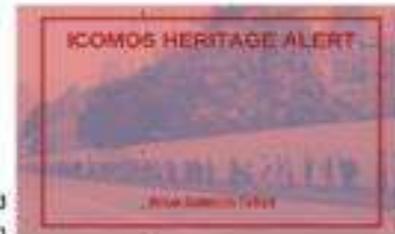
[About ICOMOS](#) [What we do](#) [Themes](#) [Resources](#) [Get Involved](#)



### Heritage Alert Jingu Gaien

ICOMOS, together with its Japanese National Committee, is issuing a Heritage Alert to stop the **destruction of approximately 3,000 trees and loss of open park space in Jingu Gaien, Tokyo, Japan**. ICOMOS strongly warns against the construction of skyscrapers in a world-renowned park, without consultation with citizens and stakeholders. The redevelopment project is scheduled to begin in September.

Jingu Gaien was created as a counterpart to Jingu Naen, and has a unique structure unparalleled in the history of parks around the world. Jingu Naen was intended to be an "eternal forest". In contrast, Jingu-Gaien was designed to create a "forest for the people". The park forms the core of the Garden City Park System in Tokyo and is an outstanding example of a citizen-owned park, unparalleled in the history of urban parks worldwide.



# 3. 日弁連会長声明 2024年3月14日

## 「神宮外苑地区第一種市街地再開発事業」に対する東京都環境影響評価条例の適用に関する会長声明

「神宮外苑地区第一種市街地再開発事業」（以下「本件事業」という。）は、この神宮外苑において、3,000本以上（高さ3メートル未満のものを含む。）もの樹木を伐採・移植し、高層ビルの建設、神宮球場及び秩父宮ラグビー場の建て替え等を行う事業であり、適切な環境影響評価を経なければ、自然環境・歴史的文化的環境が大きく損なわれる可能性がある。

本件事業では、東京都環境影響評価条例（以下「条例」という。）に基づき環境影響評価が行われ、2023年1月20日に「（仮称）神宮外苑地区市街地再開発事業環境影響評価書（以下「本件評価書」という。）」の提出の告示（東京都告示第40号）が行われ、その後、同年1月30日に東京都環境影響評価審議会への受理報告がなされ、既に個人施行認可により一部の工事が着工されている。

# 3. 日弁連会長声明 2024年3月14日

さて、当連合会は、これまで、環境影響評価法の制定、改正に関して意見を述べてきた。例えば、環境影響評価の項目や手法、基準等に関しては、事業者が客観的かつ科学的な検討に基づき評価項目及び評価手法を選定し、その理由を明らかにしなければならないこと、評価結果に至った検討の経緯及び根拠等も同様とすることを求めた（2010年5月21日付け「[▶ 環境影響評価法改正法案に対する意見](#)」第3）。

この点、条例第58条第1項柱書は、事業者が作成した環境影響評価書案について、都知事から環境影響評価書案審査意見書が提出された場合には、事業者は、その審査意見書や都民の意見書、関係区市町村長の意見、都民の意見を聴く会の意見に基づき検討を加え、調査の結果（条例第48条第1項第5号）、評価項目ごとに環境に及ぼす影響の内容及び程度（条例第48条第1項第6号）、環境に及ぼす影響の評価（条例第48条第1項第8号）等を記載した環境影響評価書を作成し都知事に提出しなければならないとしている。都知事や都民等からの意見についても、環境影響評価の結論に至る考察の一環として客観的かつ科学的な検討を要することは当然である。



# 3. 日弁連会長声明 2024年3月14日

ところが、本件評価書には情報不足・調査手法の誤り及び科学的でない記載がある。例えば、情報不足・調査手法の誤りの例として、ユネスコの諮問機関であり文化財保護に関わる専門家集団により組織される国際的な非政府組織である「国際記念物遺跡会議」（ICOMOS）の国内委員会「一般社団法人日本イコモス国内委員会」（以下「日本イコモス」という。）により、以下の点が指摘されている。

- ① イチョウ並木に衰退が生じているものがあることが確認されていたにもかかわらず、本件評価書ではこの衰退について言及がない。
- ② 環境影響評価書案審査意見書（都知事意見）で、「植物群落調査等の結果を生態系保全の目標設定に反映すること」が求められ、事業者も群落調査をしたが、わずか6地点であり、生態系のつながりを分析する上で必須の隣接地である聖徳記念絵画館前等の群落調査をしなかった。
- ③ 上記②において、適切な調査区（コドラート）を抽出していなかった。
- ④ 現在の神宮外苑の森の相観的・構造的内容を把握することが森を科学的に分析し生態系保全・再生の基盤となることから、その全体を対象とした「現存植生図」が必要なところ、事業者の本件評価書は、事業対象部分のみの「緑地の分布状況」を作成・提出したものの、「現存植生図」は示されなかった。
- ⑤ 本件評価書で、1,381本中伐採数は971本、移植数70本と示されたが、東京都風致地区条例に基づく伐採申請が3,000本を超えることは本件評価書では示されず、事業全体の環境影響評価が示されたとはいえない。

# 3. 日弁連会長声明 2024年3月14日

よって、事業者の対応は条例第58条第1項柱書に適したものであったとはいえ、前記「東京都告示第40号」は、条例第59条が定める適法な公示ではなく、事業者は条例第61条により当該対象事業を実施できないはずである。

本件事業に対しては、日本イコモスのほかにも、2023年6月15日に、環境影響評価分野の基幹学会である国際影響評価学会（IAIA）の日本支部が、都知事に対し、本件事業の環境影響評価是正のため、工事を一時中止し科学的検証を行うよう勧告している。さらに、同年9月7日には、ICOMOSも本件事業を直ちに中止するよう求める警告を発した。加えて、同年12月には、イチヨウ並木のイチヨウの衰退を示す調査報告が日本イコモスから改めて追加された。その他多数の市民や団体からも反対意見が出されている。

よって、当連合会は、東京都に対し、客観的かつ科学的な検討に基づく本件評価書の再提出を事業者に要求すること、及び東京都環境影響評価審議会において条例第74条の2の趣旨に基づき、森の植生調査について高度な知見実績を有する専門家の出席や資料の提出を要請して調査審議し、事業者の環境影響評価書が客観的かつ科学的であることが明らかになるまで、神宮外苑地区再開発工事の停止を検討することを求める。

イチョウが衰退していることは、2022年の段階で明らかになっていた。

しかし、事業者は、これを認めず「環境アセス書」の記載も、すべて健全という5年前のデータのみであり、東京都環境影響評価審議会も、虚偽はないとしたため、日本イコモス国内委員会は、イチョウ146本の毎木調査を、2022年11月～2023年11月まで実施した。

#### 調査方法

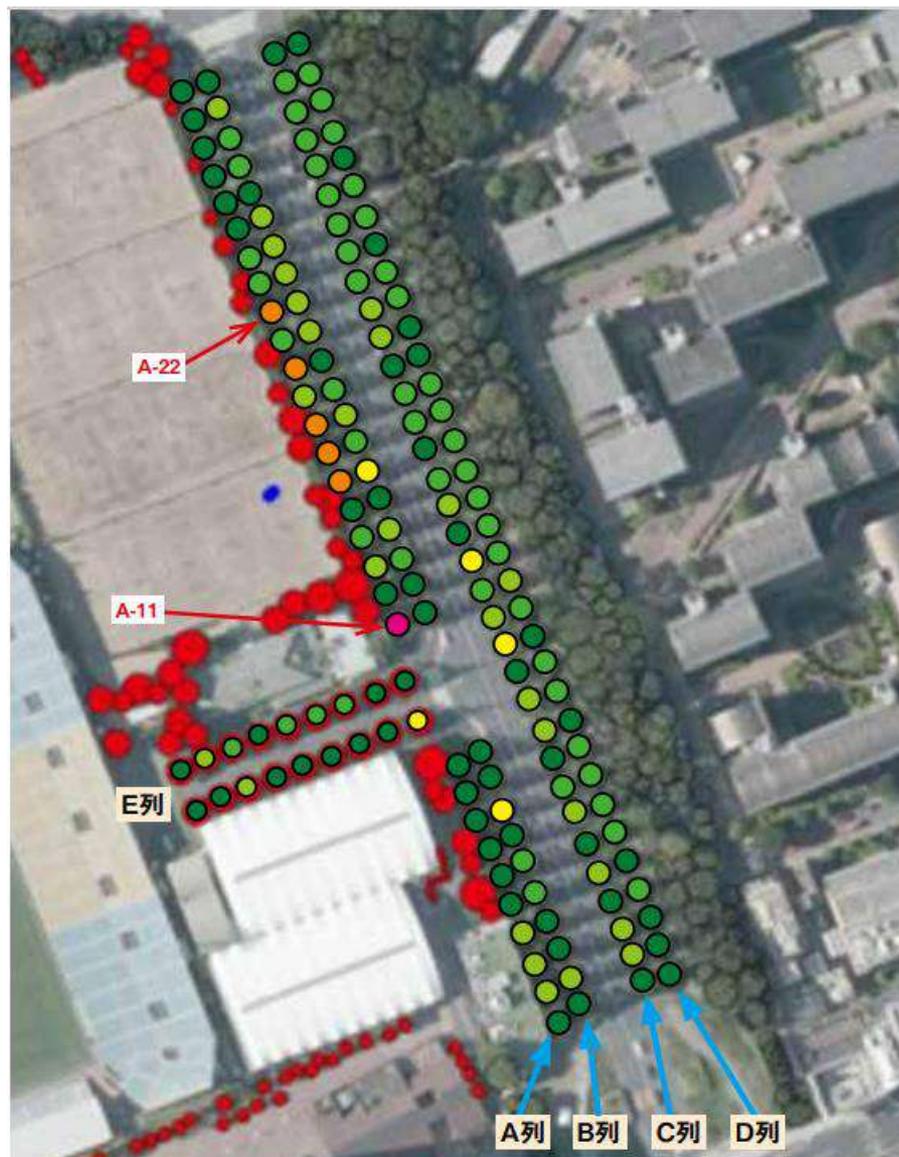
- ・日時：2022年10月29日～11月6日
- ・方法：事業者が開示した毎木調査表(2018年12月25日～2019年1月28日)を参照し、「公道」より目視により調査。146本のデータシートを作成
- ・視点：①全体：樹勢、樹形、枝の伸長量、幹や大枝の欠損や腐朽状況、緑量、葉色、葉の大きさ、葉の密度
- ②先端部の状況を精査
- ③地上部の利用状況
- ④周辺環境の影響
- ⑤保全に向けた今後の課題

イチョウ調査  
1年間継続

2022年11月～2023年  
11月

# 神宮外苑いちよう並木(毎木調査結果)2022年11月

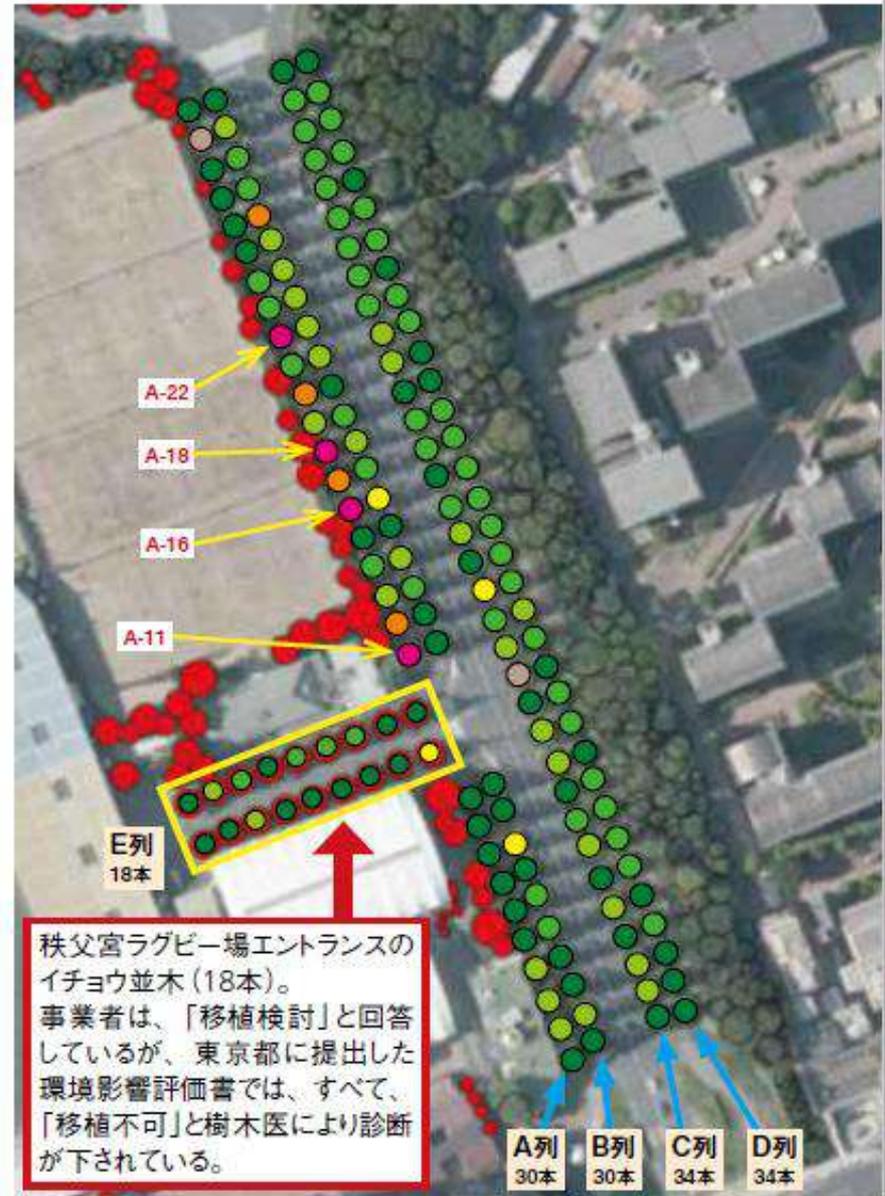
評価	本数	内容
健全	a + ●	51本 樹形・樹勢・先端部の状況・枝の伸長状況と緑量、地上部の状況など、極めて良好であり、健全。
	a ●	56本 樹形・樹勢・先端部の状況・枝の伸長状況と緑量、地上部の状況など、良好であり、健全。
	a - ●	28本 樹形・樹勢・先端部の状況・枝の伸長状況と緑量、地上部の状況など、良好であるが、一部、生理的バランスの崩れ、剪定による樹形のバランスの崩れ、過度の利用等により問題が生じている。
良好	b ●	5本 樹形・樹勢は比較的良好であるが、先端部が枯損しており、今後の伸長経過観察が必要である。個々の樹木の問題に対し、データ分析を行い、適切な維持管理方針の策定と実施が必要である。
要注意	c ●	5本 樹形・樹勢・先端部の状況・枝の伸長状況と緑量など、衰退がみられ、今後、環境の変化により、生育に重大な問題が生じる可能性がある。現在の問題の分析を行い、イチヨウの持続的生育のために、適切な維持管理施策の導入を早急に行う必要がある。
著しく枯損	d ●	1本 樹形・樹勢・先端部の状況・枝の伸長状況と緑量に大きな問題が生じており、一部では完全に枯損している部位が生じている。円錐形の外苑における「イチヨウの樹形」を回復することは、不可能となっており、今後の対策について、検討が必要である。
合計	146本	



神宮外苑いちよう並木 位置図。●は伐採もしくは移植が予想される樹木

# 2024年11月

評価		本数	内容
健全	a+	48本	樹形・樹勢・先端部の状況・枝の伸長状況と緑量、地上部の状況など、極めて良好であり、健全。
	a	56本	樹形・樹勢・先端部の状況・枝の伸長状況と緑量、地上部の状況など、良好であり、健全。
	a-	28本	樹形・樹勢・先端部の状況・枝の伸長状況と緑量、地上部の状況など、良好であるが、一部、生理的バランスの崩れ、剪定による樹形のバランスの崩れ、過度の利用等により問題が生じている。
良好	b	4本	樹形・樹勢は比較的良好であるが、先端部が枯損しており、今後の慎重な経過観察が必要である。個々の樹木の問題に対し、データ分析を行い、適切な維持管理方針の策定と実施が必要である。
要注意	c	4本	樹形・樹勢・先端部の状況・枝の伸長状況と緑量など、衰退がみられ、今後、環境の変化により、生育に重大な問題が生じる可能性がある。現在の問題の分析を行い、イチョウの持続的生育のために、適切な維持管理施策の導入を早急に行う必要がある。
著しく枯損	d	4本	樹形・樹勢・先端部の状況・枝の伸長状況と緑量に大きな問題が生じており、一部では完全に枯損している部位が生じている。円錐形の外苑における「イチョウの樹形」を回復することは、不可能となっており、今後の対策について、検討が必要である。
梢の形態の著しい変化	e	2本	樹木全体は、概ね健全であるが、先端部の形状に著しい変化が生じており、外苑特有の「円錐型のイチョウ」の樹形を回復することは困難となっている。今後、樹形については、根本的な検討が必要である。
合計		146本	



神宮外苑イチョウ並木 位置図。●は伐採もしくは移植が予想される樹木

# 100年間、一本も枯れなかったイチョウに異変

- ・ 急激に進む衰退
- ・ 再開発事業が衰退に拍車をかける



環境影響評価書(2023年1月20日提出)

において現状とは異なる報告が行われているイチヨウ(その2)

## A列16番

(事業者毎木調査 B34番)

2022年から、1年を経過し、急激に衰退が進んだイチヨウである。

すでに、7月頃より、枝葉が茶褐色となり、落下した。

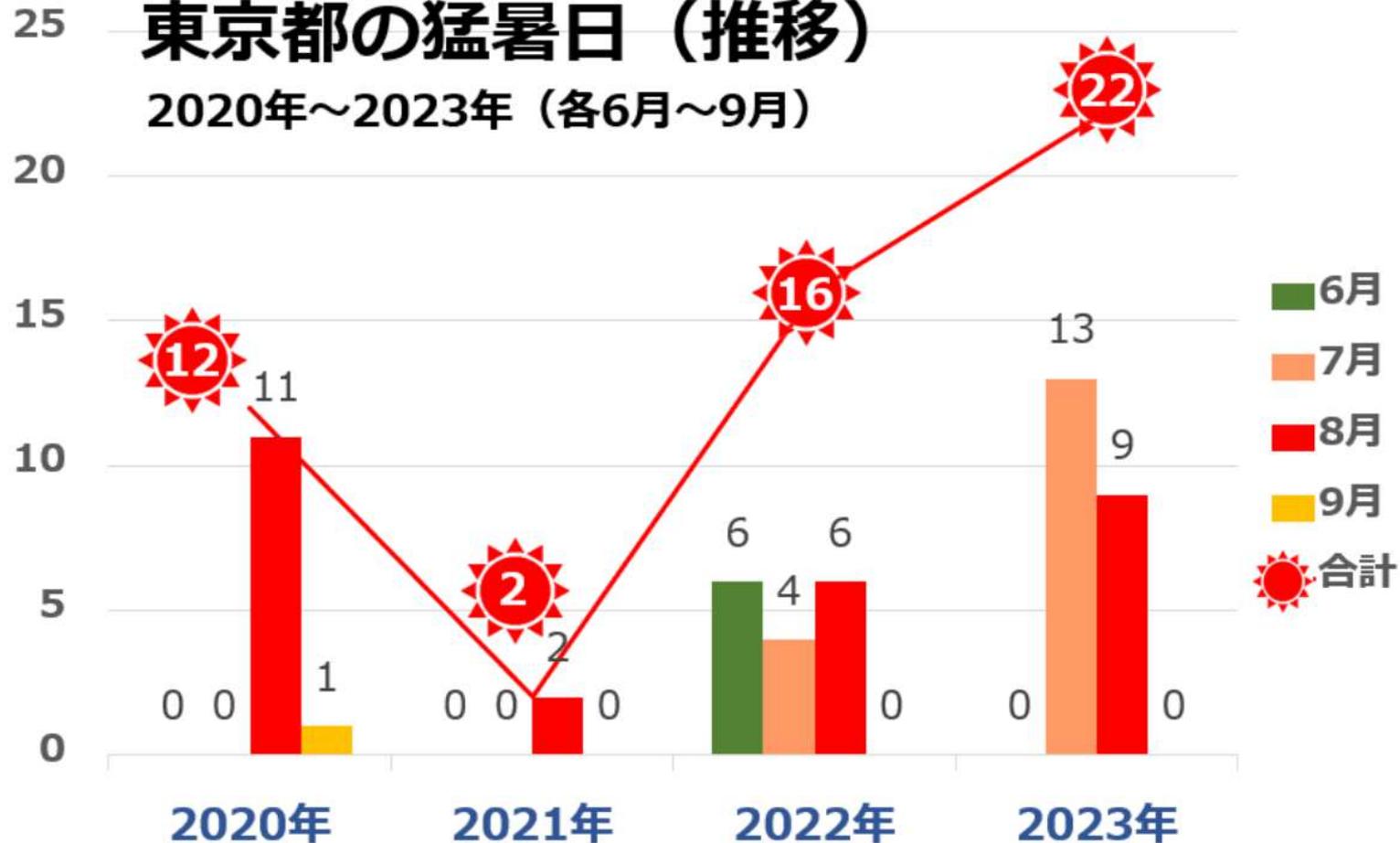
夏季には灌水が行われたが、樹勢は回復せず、現在に至っている。

撮影2023年11月24日

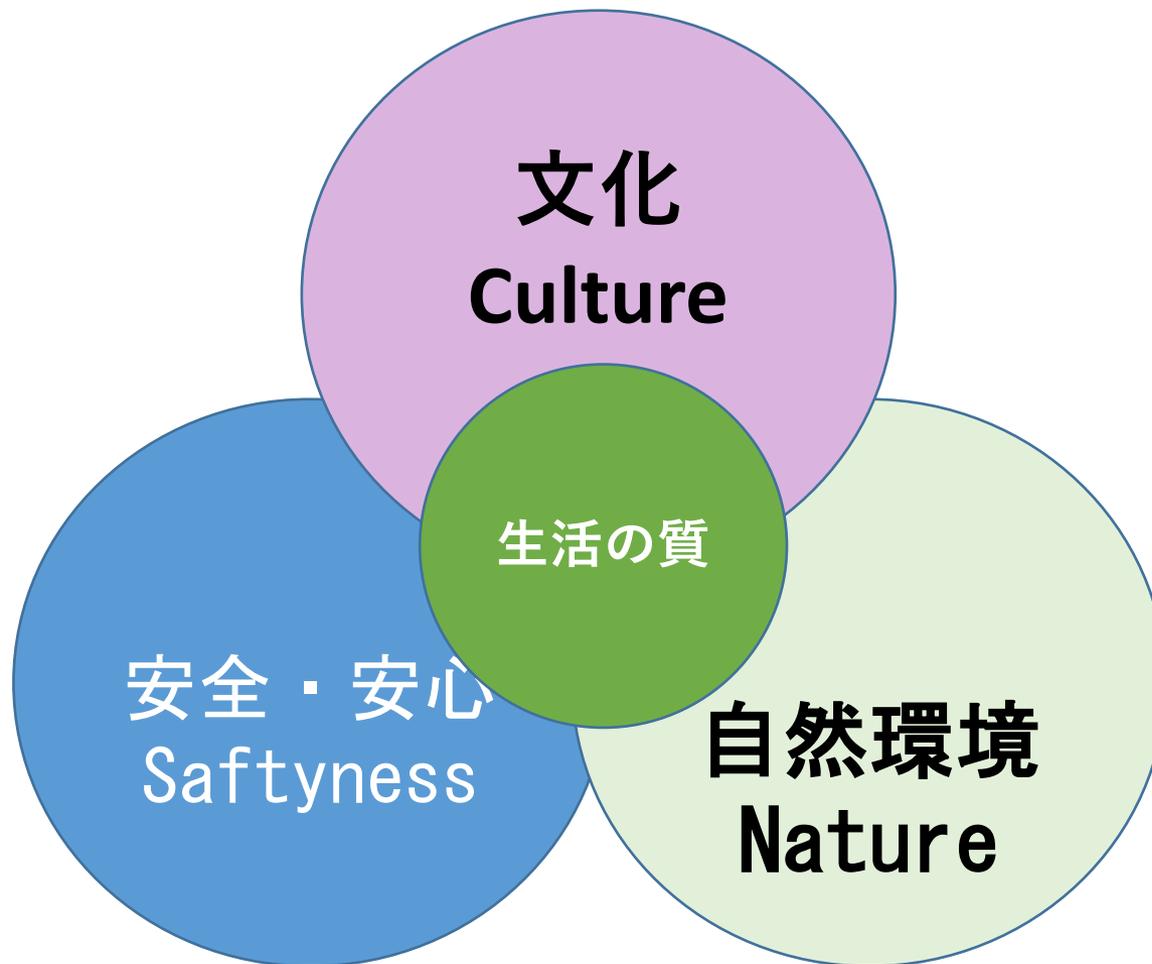


# 東京都の猛暑日（推移）

2020年～2023年（各6月～9月）



#### 4. 都市の杜は、市民の生活を支える基本的な グリーンインフラ



社会的共通資本としての都市の杜

# 安全

## 外苑は広域避難場所

新宿区  
若葉町



避難場所案内  
Map of the Evacuation Center

SHINJUKU  
新宿区

地震により被害が発生した場合は、**避難所**または**広域避難場所**まで避難しましょう。

In the case of a disaster caused by an earthquake, Please go to the nearby **evacuation site** or the **designated evacuation area**.

因地震而发生灾害时到**避难所**或**广域避难所**避难。

지진으로 인해 피해가 발생하였을 경우 **피난소** 또는 **광역피난장소**로 피난하십시오.

凡例 Legend  
图例 범례

現在位置  
Your location

防災の心得  
Disaster Management Tips  
防安心得

03-3200-0000  
1130406

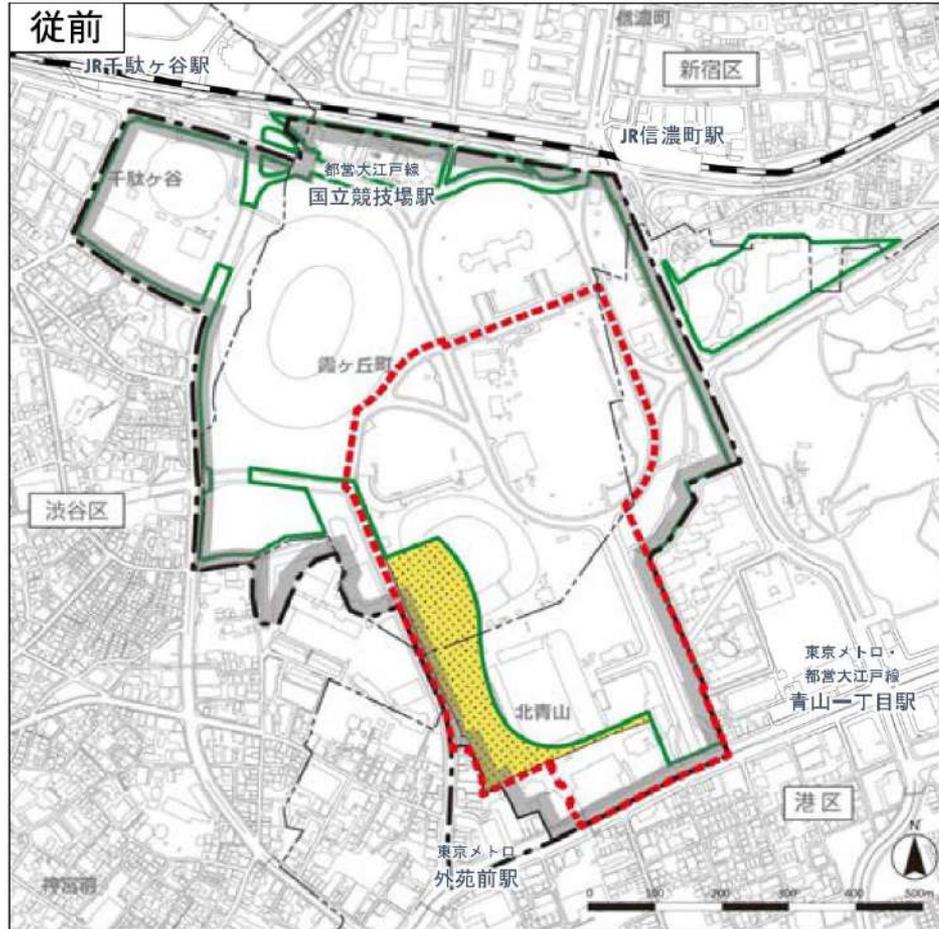
広告募集中

No. 061

広域避難  
場所に林立する超  
高層ビル



# 都市計画公園の変更案（東京都決定）



- 都市計画公園の区域
- 都市計画公園を削除する区域
- 公園まちづくり計画の区域
- 再開発等促進区の区域
- 地区計画の区域
- 区境



区道の付け替え  
歩道橋（8m）

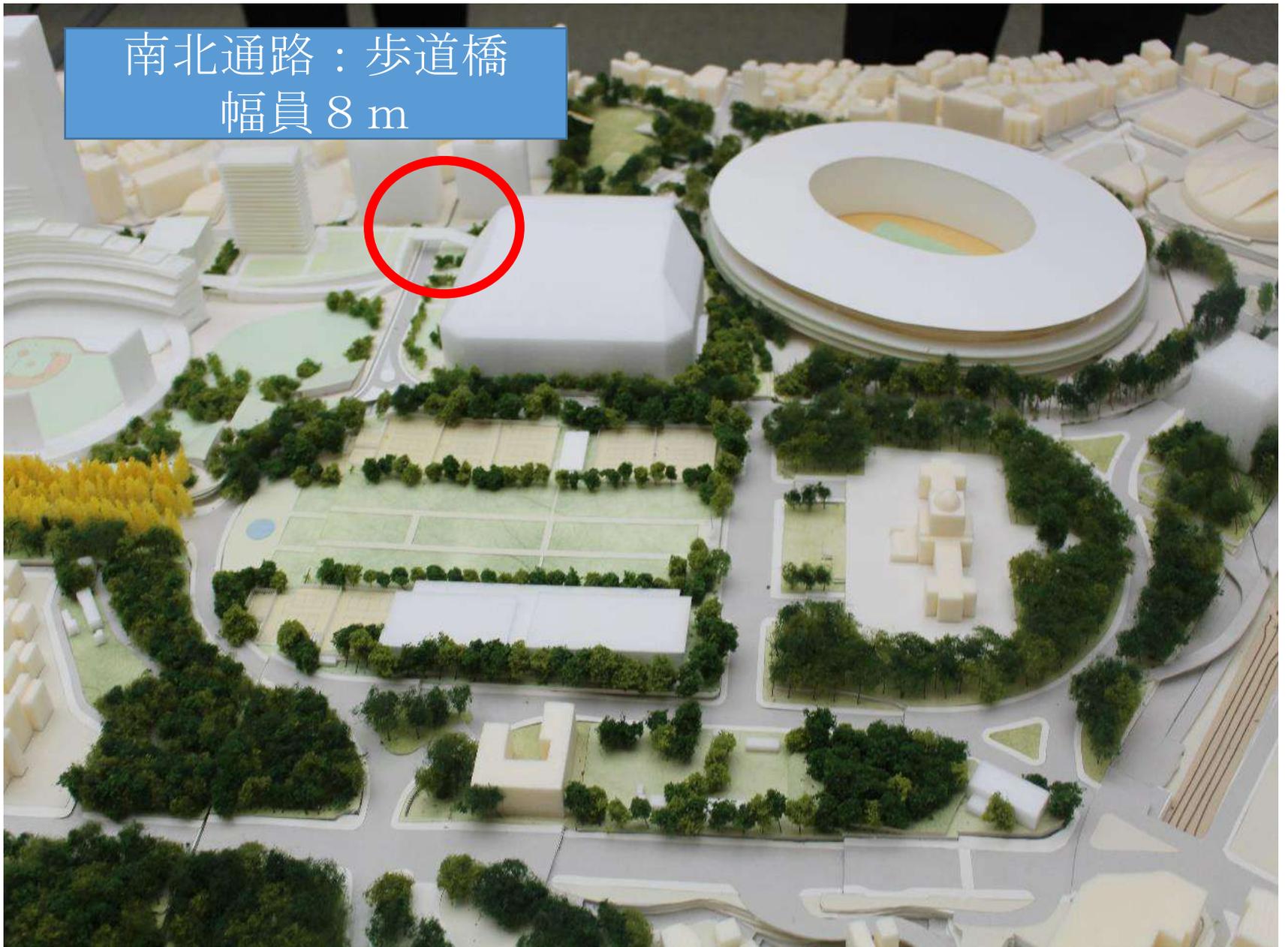
- 都市計画公園の区域
- 都市計画公園を削除する区域
- 公園まちづくり計画の区域
- 都市計画公園区域・供用(宅地・公園)
- 区境

秩父宮ラグビー場

南北通路3号  
歩道橋（幅員 8 m）



南北通路：歩道橋  
幅員 8 m



**歩道橋の安全性に関しては、未提出**  
**(東京都都市計画審議会、新宿区都市計画審議会 双方)**  
**群集津波などの検証は、事業者からは、未提出。**  
**人命尊重**

日本における過去の事例：日露戦争勝利行列：馬場先門で群集津波発生  
明石歩道橋



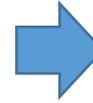
関東大震災 馬場先門に押し寄せた  
避難民



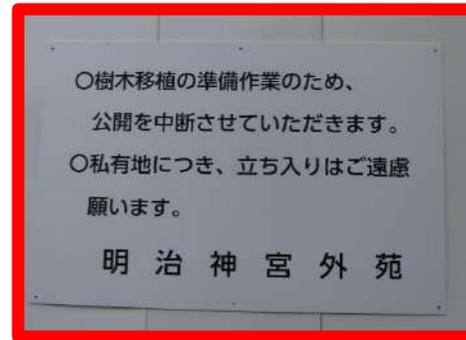
ソウル



# 関東大震災の発生（1923年）復興計画で準公園として位置付けられる



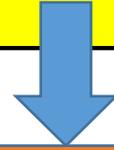
現在も、外苑は「準公園」  
「私有地につき、立ち入り禁止」  
の看板は、即刻、撤去すべき



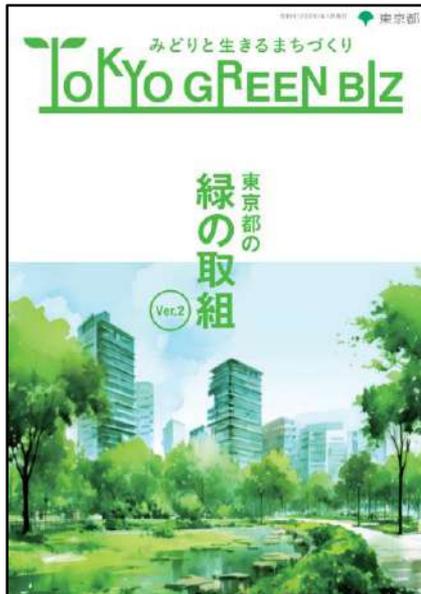
鋼板のフェンスで囲い込まれた建国記念文庫の杜

＜都市公園に準じるもの＞  
都市公園と同種の公園的施設で、新宿御苑、自然教育園、明治神宮外苑等管理者が地方公共団体でないため都市公園と称し得ないもの。

# 5. 事業者、東京都の一貫した主張。 「100年を超える樹木は伐採しても、本数が増えればよい。」



一方で、東京都は、「100年先を見据えた、みどりと生きるまちづくり」を提唱 令和6年1月。  
しかし、外苑における樹木の大量伐採には、一言も言及していない。  
多くの専門委員が参加しているが、全員、沈黙していることは、由々しい事態



東京都の提案  
令和6年1月  
発表



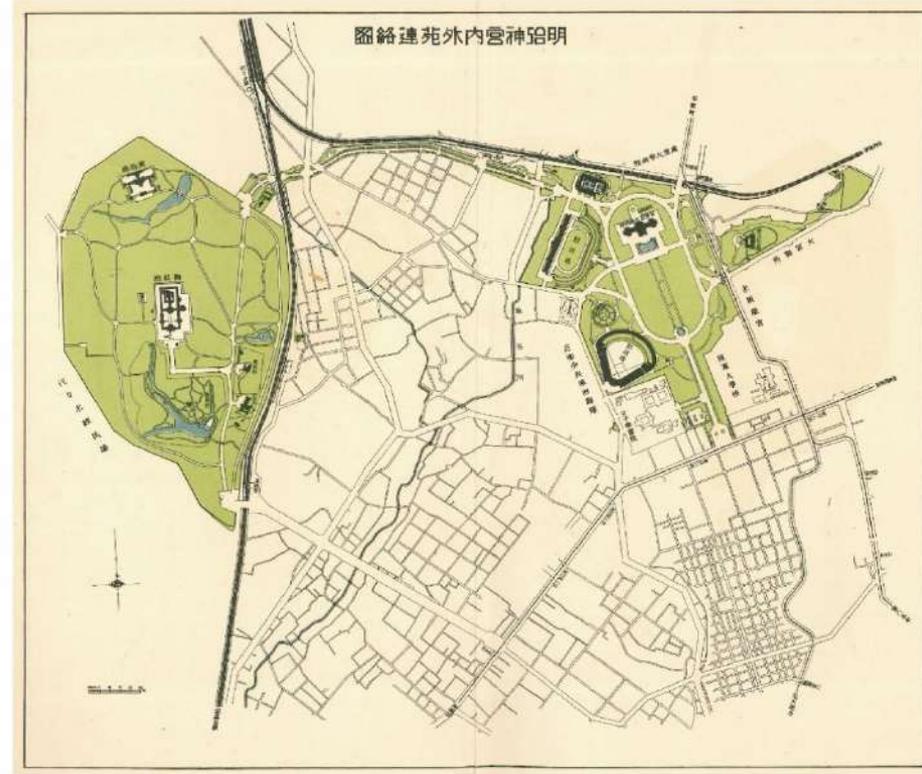
本日、皆様に申し上げたいこと。

100年で「杜」は、できません。

明治神宮の杜も、100年でできた杜ではありません。

400年の歴史があります。

内苑、外苑の歴史的系譜についてお話します。



# 江戸

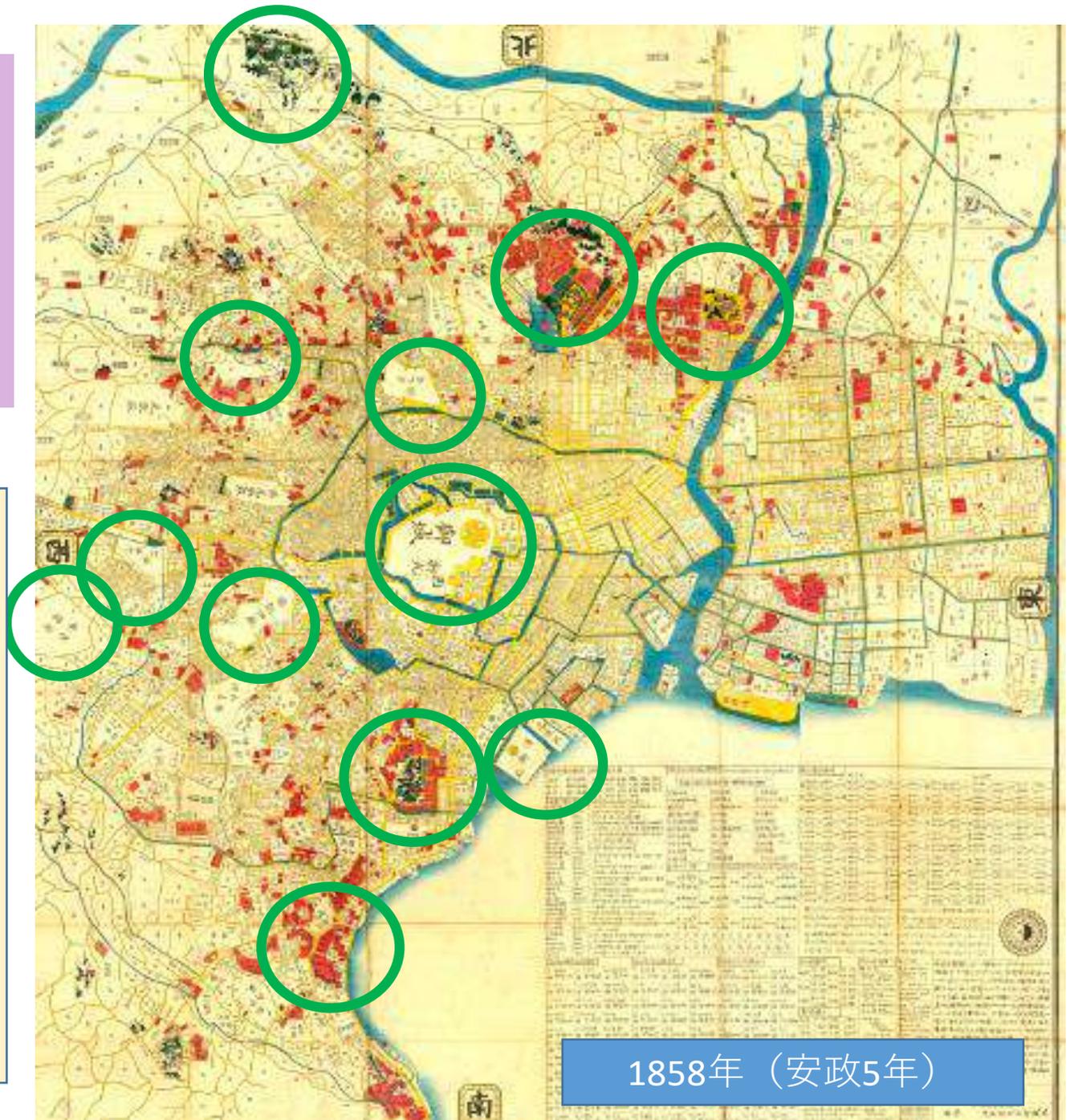
大名屋敷

幕末には270余り  
あったと記載。

小沢圭二郎、  
『明治庭園記』1932年

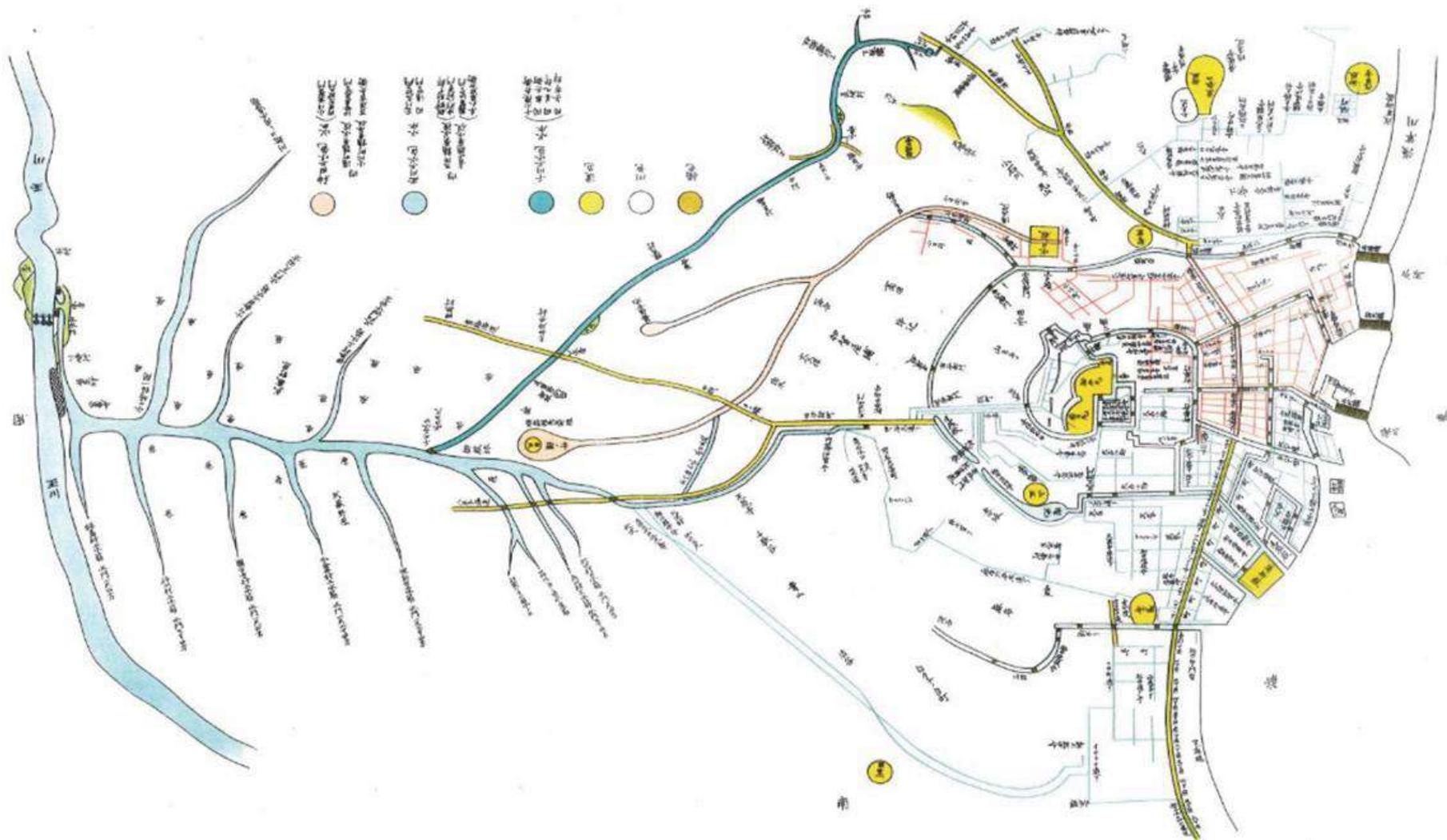


江戸城 吹上御苑  
浜離宮  
小石川後樂園(水戸)  
戸山荘 (尾張)  
現在の赤坂御所 (紀州)  
六義園 (柳澤吉保)  
浴恩園 (松平定信)  
現在の新宿御苑 (内藤家下屋敷)  
現在の神宮内苑 (井伊家下屋敷)



1858年 (安政5年)

# 庭園都市を支えた玉川上水





本書ハ主トシテ内苑中森林状態ヲナス部分ノ  
林苑計畫及將來ノ施業ニ関シ私見ヲ記述セシ  
モノニシテ其ノ範圍ハ林苑事業區第一區第二  
區第四區(南半部)第五區參道及周圍帶ニ亘  
ルモノナリ

大正拾年拾貳月貳拾日

明治神宮造營局技師

本郷 高德

明治神宮  
御境内

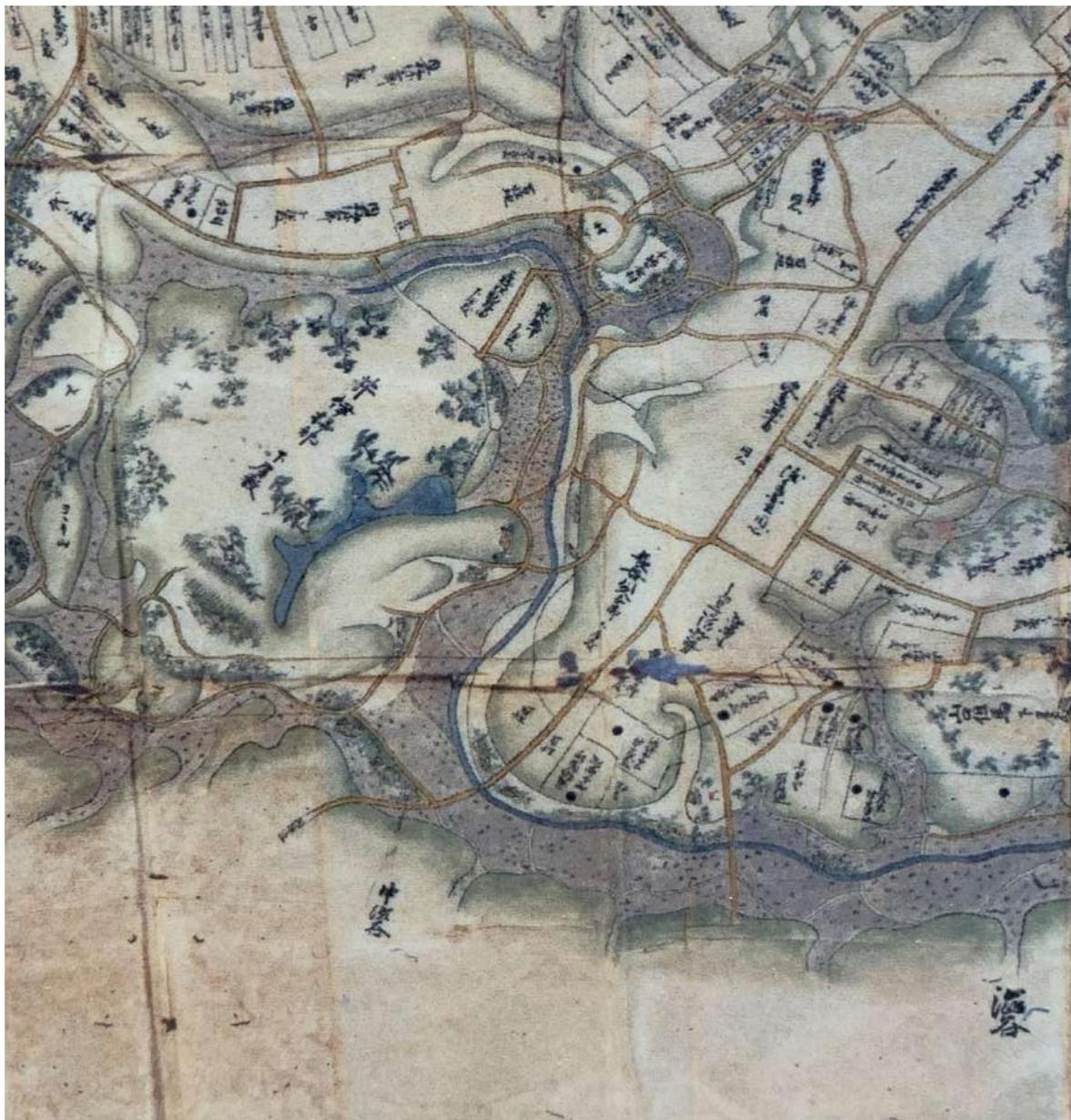
林苑計畫

完

## 第七区のエリア

### 井伊家下屋敷

寛永十七年（一六四〇）、三代将軍家光は、これを彦根藩主井伊直孝に与え、御殿と庭園がつくられた。



# 井伊家下屋敷（現在の内苑）：

野あり山あり百果熟す。樅の古木、神水あり。庶民が訪れる。

## 北部

樅檜林  
松林（燃料）  
雑木林  
柿栗林  
畑



野あり山あり百草生じ  
百果熟す

梅林  
さくらの林  
茶亭  
萩  
キノコ狩り

出所  
文化11年（1814年）

『遊歴雑記』

南部：御殿、御  
泉水  
清正井



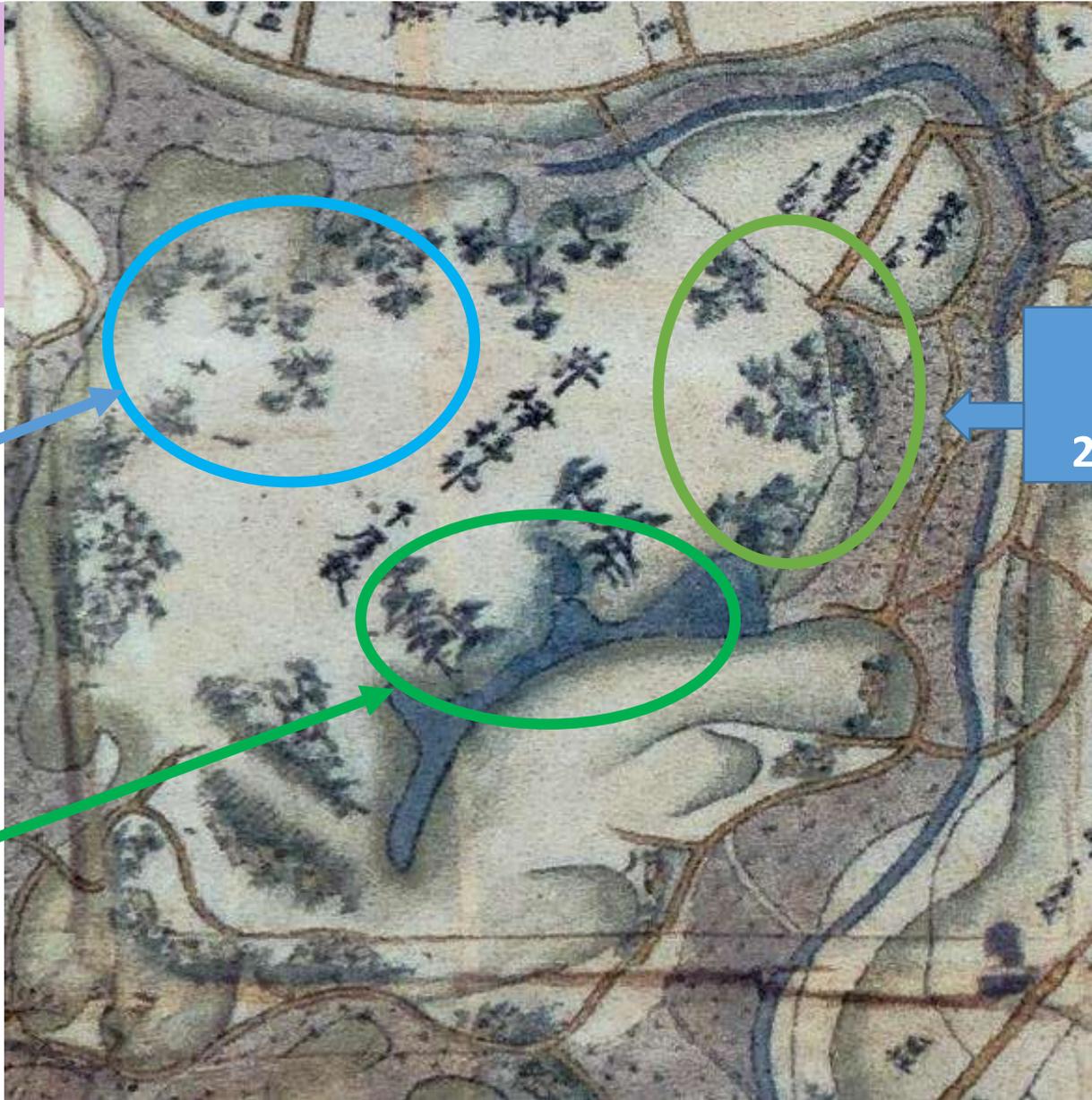
清正井

巨大な樅ノ木：「代々木」の由来、千有余年の古木。  
枝四方へ50間（90m）、幹回り（4.5m）、神水あり  
（水清潔にして、味少し渋く辛きがごとし）。

井伊掃部守  
下屋敷 絵図

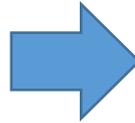
雑木林  
栗、柿、  
松林  
(燃料)

アカマツ  
御泉水  
現存する  
樹齢300年  
以上



縦ノ木  
枯死  
2代目あり

不毛の地ではなかった。  
日本大博覧会(計画)～明治天皇崩御(明治45年)  
大正4年(1915)～19年(1920)(内苑)、大正6年～15年(外苑)



上：ロンドン万国博覧会クリスタルパレス  
下：明治天皇大葬の儀 青山練兵場

鎮座地の決定（内苑と外苑のセット）  
数多くの候補地：富士山、戸山荘、白銀火薬庫他

選定された理由  
東京近郊において最も  
「広潤幽邃の地」であったため。

# 井伊家庭園、代々木御苑



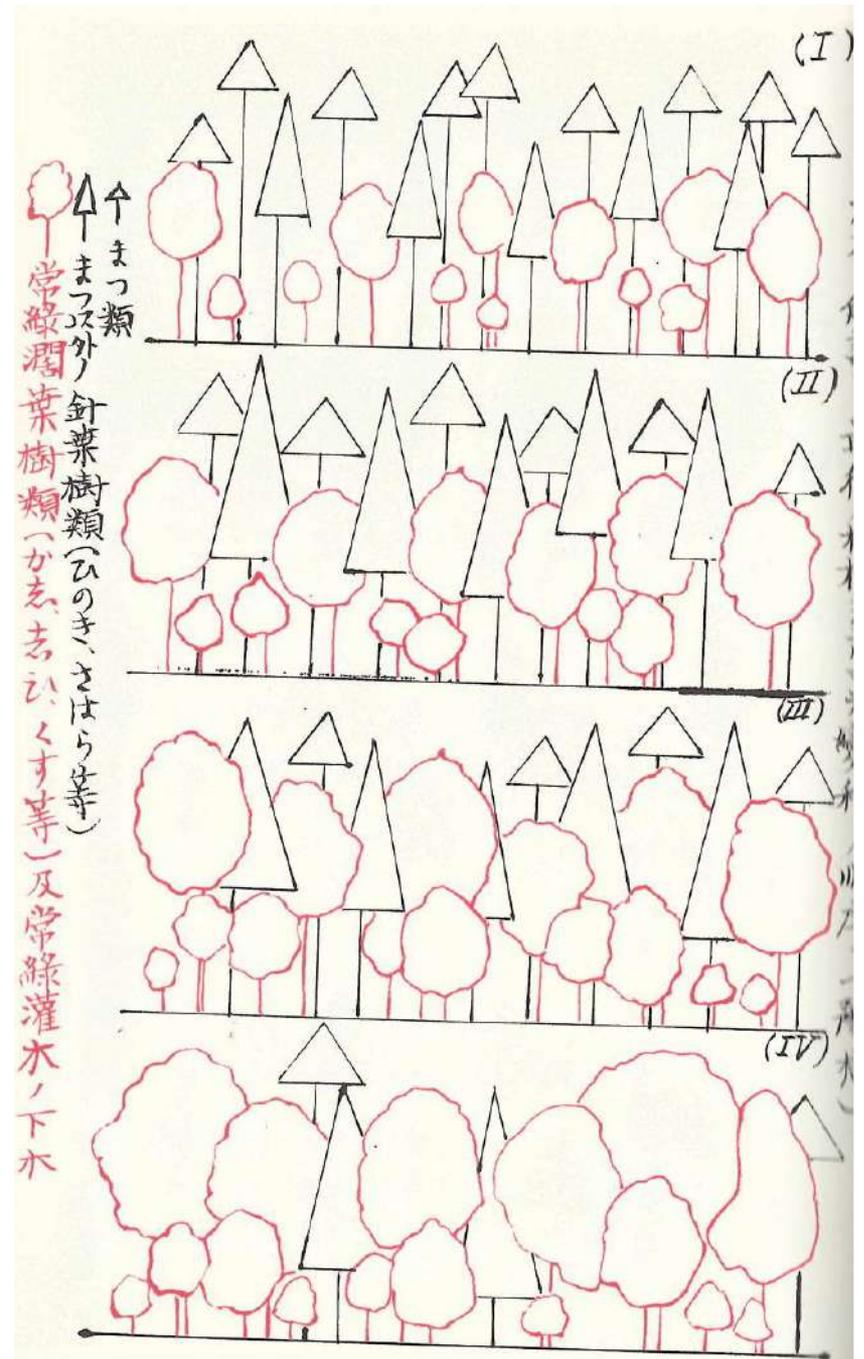
菖蒲田 大正年間



清正井 2021年

林苑の創設より最後の  
林相に至るまで変移の  
順序（予想）  
明治神宮御境内林苑計  
画（明治神宮蔵）

第一区 神苑の計画図



第3区 林泉（人々がゆっくりと過ごす場）  
宝物殿前。イギリス自然風景式庭園の導入。  
新宿御苑の手法。福羽逸人、折下吉延



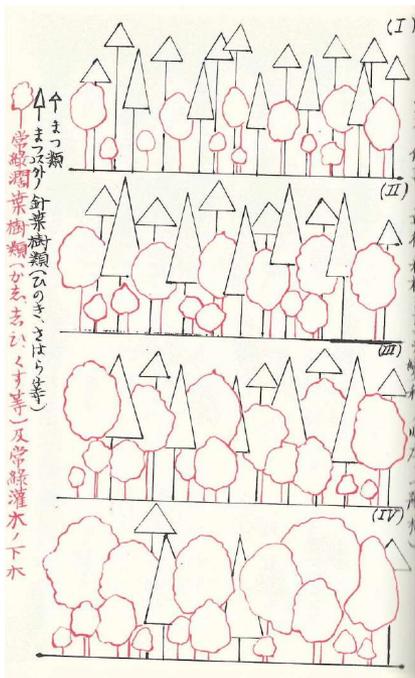
大正年間



2022年

# 内苑：3つの杜

- ①井伊家庭園（御苑）
- ②神苑（御本殿周囲）
- ③イギリス自然風景式庭園



② 永遠の杜



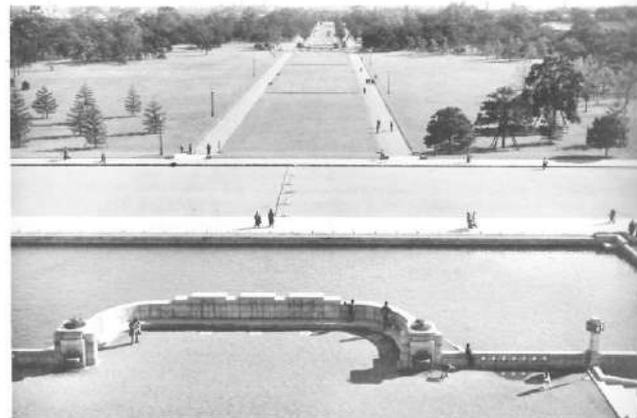
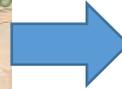
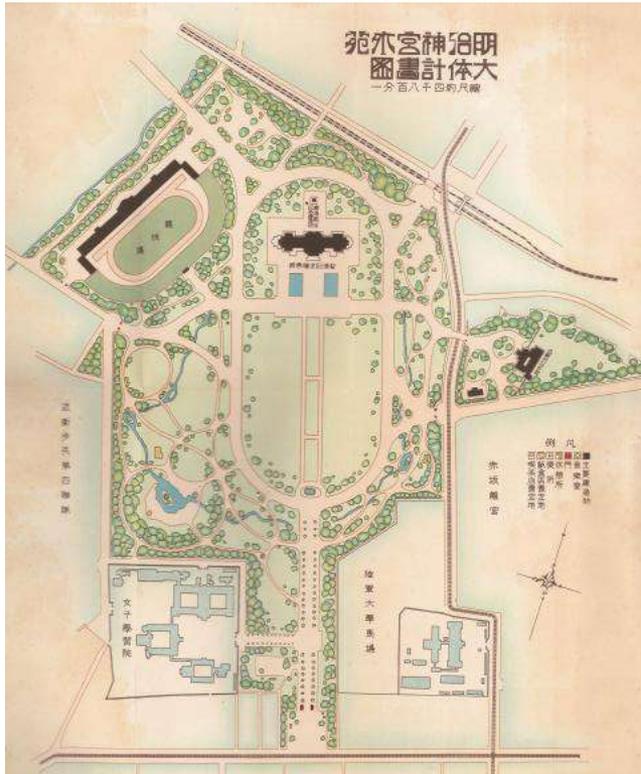
①井伊家庭園、御苑



③イギリス自然風景式庭園

# 外苑：公衆の優遊の場

# 近代風景式庭園





# 青山練兵場のヒトツバタゴ 第一世～二世～三世

明治36年(1903)に保護要請  
大正13年(1924)に天然記念物に指定  
昭和8年(1933)に枯死(樹齢百数十年)

樹高：東西(34尺)：約10.3m  
周囲(幹周)(6尺04分)：182cm  
枝張(36尺6寸)：約11メートル

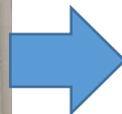


## 永井荷風 「日和下 駄」(大正3年)

「都下の樹木にして  
以上の  
外なお有名なるは  
青山練兵場の  
ナンジャモンジャ  
の木」



一世



二世  
建国記念文庫  
の杜  
現地保存要請  
回答なし



三世

廣潤な苑地  
宝物殿前面  
芝生広場  
ヴィスタ

新宿御苑と  
同じ意匠

水源枯渇  
抜本的検討  
が必要

改良、維持  
のための公  
的資金の導  
入が必要

国民公園等  
管理主体の  
検討



明治神宮境内現存植生図  
Map of Aetual Vegetation in the Province of Mutsu  
調査員 坂崎 隆  
監修 岩崎 隆  
発行 2017  
Copyright © 2017  
Kyushu OKITOMI, Yokohama MAXSUZAKI and Historic KLDIA

## 明治神宮境内 現存植生図 (2018年)

森蔽幽邃の森

クスノキ・スダ  
ジイ群落  
明治神宮が手厚  
く保護

御苑 (井伊家庭園)

小石川後楽園、浜離宮庭園のように、恩賜庭園、特別名勝として、寄付などにより、手厚い管理を未来永劫行っていく。

六義園は岩崎家の寄付。特別名勝。

重要：これまで蓄積されてきた庭園と森を育てる明治神宮の智慧と方法論を継承していくために、内外苑全域を対象とする、「都市の杜タスクフォース」等をたちあげる。

内苑の杜の現状：科学的森林調査に基づく対策、水源調査  
(莫大な費用が必要)

急速に進むナラガレ、水源の枯渇、小川、池 (2024年3月17日撮影)



神宮外苑—夢のかけはし—  
JINGU GAJEN—  
Bridge for the Peaceful World



樹木の伐採を行わず、本来の「公衆の優遊の場」が実現可能となる提案。  
収益施設である「神宮球場」  
「明治記念館」及び、  
「絵画館」は明治神宮が経営を行い、  
その他のエリアは、公的管理に移行させる可能性を探る。

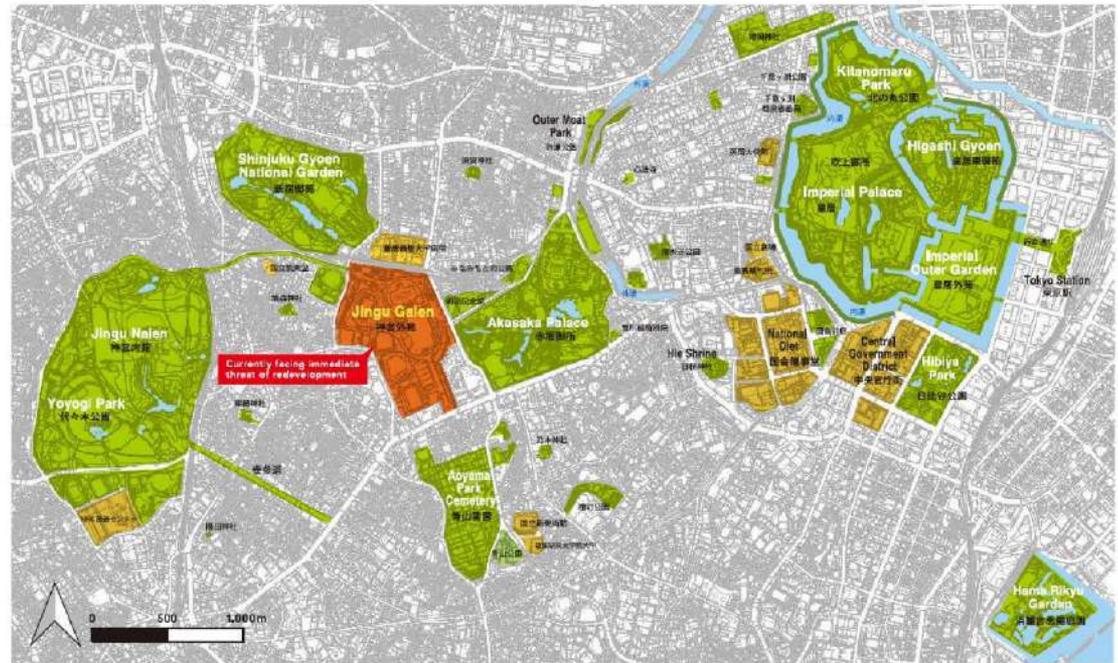
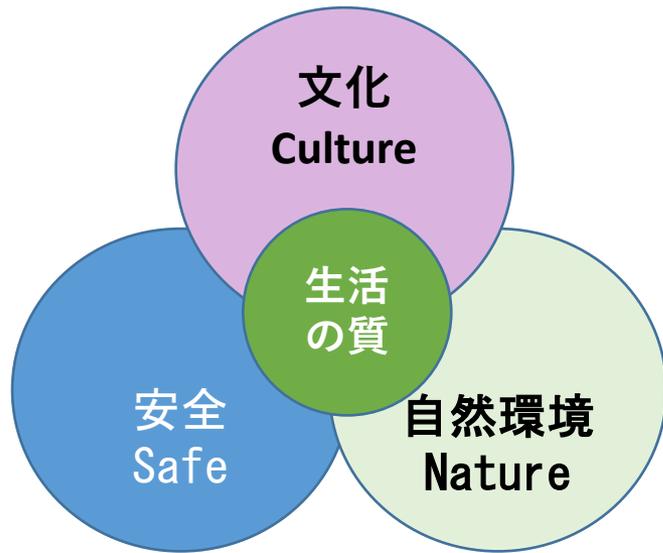
数多くの歴史的樹木が存在することから、首都東京にはない、  
「国立アーボリータム」等の検討も可能。



多くの人びとが智慧を出しあう  
話し合いの場を創り出していく。

# むすび

## 緑は文化：大きな緑から身近な緑まで



社会的共通資本（グリーンインフラ）としての都市の杜